

議決権行使に関する基本的な考え方

1. 議決権行使の基本的姿勢

当社は、議決権行使にあたっては、受託者責任に基づき、当社またはお客様以外の第三者の利益を図ることなく、お客様の利益の最大化、すなわち企業価値（株式価値）の増大またはその価値の毀損防止を目指します。

2. 議決権行使の方法

当社は、当社グループ会社と『[Northern Trust Proxy Voting Policies, Procedures and Guidelines](#)（以下「議決権行使ガイドライン」）』を定め、これに従い議決権の行使を行います。議決権行使を担当する議決権行使委員会は、「議決権行使ガイドライン」に基づき、各種個別議案に対する具体的な行使内容を判断し、行使指図を行います。

当社は、当社グループ会社と同様に、個別議案の内容についての精査や個別議案の行使推奨案のために独立した第三者機関（以下「サービス会社」）を利用します。議決権行使を担当する議決権行使委員会は、サービス会社からの行使推奨案を踏まえて個別議案に対する行使内容を判断し、議決権を行使します。

当社が他の運用会社に運用及び議決権行使に関する権限を委託する投資一任契約においては、当該委託先が定める議決権行使基準に基づき議決権行使が行われます。その際、当該委託先の行使基準と当社「議決権行使ガイドライン」との整合性や、議決権行使の目的の実現性の確保に努めます。一方、お客様から議決権等行使指図の方針等の提示がある場合には、これを尊重して行使指図等を行います。

議決権行使に当たっては、国内株式については、個別の議案に対して賛成あるいは反対等の意思表示を行い、外国株式に係る議決権行使については当該国の実情に応じて行います。

2017年1月1日

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

